

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

提出者

住 所 鹿児島県鹿児島市大黒町3番地6

氏 名 藤田建設興業株式会社

代表取締役 藤田 護

電話番号 099-225-0411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤田建設興業株式会社
事業場の所在地	鹿児島県西之表市西町46
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 一般土木建築工事業【0611】
② 事業の規模	・土木建築工事施工 ・前年度完成工事高 14億円
③ 従業員数	54名（令和 2 年 4 月 1 日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（コンクリート殻・アスファルト殻）は、自社中間処理施設にて再資源化。 その他の廃棄物は当社で選定した処理委託業者にて、処理及び再資源化。

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書 参照	
	排出量	3,754 t	t
	(これまでに実施した取組) ・現場材料については余剰のないよう購入し、廃材発生量の減量化に努めている。 ・発生した建設副産物は、事業場内でリサイクル利用等を検討し搬出量を低減させる努力をする。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書 参照	
	排出量	3,304 t	t
	(今後実施する予定の取組) ※発注者による既存の構造物の取り壊しが大半を占めている為受注件数、工事内容により発生量が増減する。 ・現場材料の余剰購入や廃材発生量の減量に努め、産業廃棄物の排出の抑制に努める。 ・混合ごみを減らし再生資源となるようにする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【土木工事】現場内で、アスファルト殻・コンクリート殻・木くず等、種類毎に分別し、混載のない状態で搬出している。 【建築工事】解体工事は、廃棄物の種類・量ともに増える為、現場内にコンテナ等を設置し再生利用できる物と処分する物を種類毎に分別して搬出している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今年度も引き続き、昨年度の取組を実施して混合廃棄物の搬出削減に努める。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 前年度、自ら再生利用の実績無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 型枠材や測量杭など、施工完了時に分別し再利用可能な物は、再生利用を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3,386 t	t
(これまでに実施した取組) 自社の中間処理施設にてがれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)の破碎処理を行い、再資源化を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	3,000 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後もがれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)を自社施設で中間処理を行い、全処理委託量を削減する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	実績なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	前年度、自ら埋立処分又は海洋投入処分の実績なし。			
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	—	
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)				
今年度、自ら埋立処分又は海洋投入処分の予定なし。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書 参照	t
	全処理委託量	367 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	348 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	がれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)は、自社で再利用し、その他は処理施設に委託する。業者の選定にも注意を払っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書 参照	
	全処理委託量	301 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	288 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>がれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)は、自社で破砕処理を行い、再生材として再生利用を行い、委託処理量の削減に取り組む。</p> <p>その他の産業廃棄物については、再生利用を行う処理業者、電子マニフェスト導入会社への委託を優先する。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

